関西大學新報

発行所
関西大学新報社
大阪市大淀区長柄中通2
電話 (371) 2072
発行人　千神　国夫
編集人　市川正次郎
（一部10円）

五評議員（自治委代表）を選出

冒頭、会則改正問題でもむ

自活委員会

新塾行部も平隠のうちに決定し、評議員選出の件を中心議題に第二回自治委員会が去る五月二日、午後七時三分より開かれた。定刻に一時間遅れ、出席者も定数ぎりぎりでの開会であったが、評議員の選出問題にはいる前から、塾行部に対して近江谷嘉勇君（文三）が「昨年度より継続審議することになっている会則改正審議委員会規定の問題はどうなっているのか。今後、種々の混乱を招くとも考えられるので評議員選出などの前に検討すべきであると考える」が、塾行部はどう考えているのか」との質見を出し、塾行部は「混乱がおこるとは思わない。結論として、もし混乱の生じた場合はそのつど自治委員会に裁定を促し問題の解決を計っていく」と解答、この間約四十分。

続いて評議員の選出に移り、どのパートにも所属しておらないというので推せんされた小野俊裕君（文二）を資格審査の結果、無条件に選出。あと四名もパートに関係のうすい者として川口満大（商四）・勝目敬潮（文二）・木原成久（文三）・松尾精三（商一）の四君を異議なしで選んだ。

次にその他では、塾行部から学友会職員の給与増額と本年度リーダース・キャンプの報告があった。最後に、暫定予算の問題を取上げたが、会則・経理監査規定とからんで学友会活動が遅延しているかどうかの問題で議論が蒸返られたが、会則・経理監査規定とともに一時暫定予算組むことを賛成多数で可決して、本日の予定議題の討議は全部終了した。

その後、佐野議長より〇〇会、自治委員会第二回以上無断欠席した委員は過不足に民名を出し、本人の自覚を促がすの定刻より三十分以上経って定数に満たない自治委員会は流会とする事を議長職権で行使したい旨発表。この発表が終ると同時に、近江谷君（文三）が

原子力潜水艦寄港反対へ動き

署名―すでに七百名突破

米原子力潜水艦の日本寄港に反対する国民運動は関西大学天六学舎において活発に動きだしている五月三日、宮本香君（法2）ら五名が中心となって「関大二部原子力潜水艦日本寄港阻止実行委員会（準備会）」を組織、さっそく署名運動を開始した。署名は自己部合で自治委員辞職の窓を表した。このことで一時議場が混乱したが、佐野議長は正式文書の提出があって後、再度、この自治委員会にはかりたいと発言して本日の自治委員会は閉会となった。

追っごと順調なのびをみせ、六月八日には七四五名の反対署名と、二、八七十円のカンパが寄せられ、こんどまだまだ増えるものとみられる。同委員会ではこの運動を一層地についたものとして全学的にもり上げるため、寄港阻止関大二部実行委員会への入会と、全学生の理解と協力を要望している。

記者の眼

民主化を実践に移せ

○…第二回自治委員会では自治委員互選による評議員五名が選出された。毎年この議題ではきまるのが、今年はそうとりあげるべき問題もなく、例年に比較するとアッ気ないものであった。

○…がしかし、今年度学友会決定、議事の運営はスムースに行なわれるようなうっ、といって早いばかりができる眼りなく、内容のある委員会とはない。今年度に入って二度開かれた自治委員会が近年にみない程スマートなものであったとは、そういう意味で何か田舎のPTAの総会のような気がしないでもない。

○…がしかし、今年度学友会決定、議事の運営はスムースに行なわれるようなうっ、といって早いばかりが能ではないし、静かな程スムースな議事運営であるというのでは

沖縄返還要求与論島集会に参加して（上）

北緯27°線を前に
沖縄をかえせ

―本社部員　松永友―

四月二七日午前二時すぎ、沖縄返還要求与論島集会に参加する総勢四二名の各県代表が与論島沖に到着した。鹿児島を発って三十二時間、夜を船内でかすかえると二回に及ぶ旅である。

途中、奄美大島、徳の島に寄港それらの島では、南国情緒あふれる風景を楽しみながら、しばしの上陸時間を設した。これらの島は大島列島でも最大に数えられるもので、船舶の碇つけできる港湾施設をもっているが、これから以南の島々には港湾施設らしきものはない。だから船は珊瑚の彼方のはるか外洋に停泊し、本船までハシケがむかえにくる。この本船からハシケへの乗り移りが大変だ。にあたり、ふだんでも波の荒いので有名なところ、木の葉のように波にもてあそばるハシケに乗り移るのは、まさに軍隊師のような機敏さが必要だ。誰もが必死だ。顔色まで変っている。女性や子供は男が三人がかりで、抱きかかえるようにして移らせている。この時が最高潮らまだしもだが、われわれが与論島に着いたのは深夜の二時だ。全員が文字通りドラの音にたき起こされた。普通なら意識ももうろうとしている時だが、その時はそれどころでない。目の前を波にゆられて、出口もふさがんばかりに上下するハシケを見れば、眠気どころか、正直のところ、ひさが朝揺し、移るのに二の足を踏む仕末だった。

私達四二名は二回に分けて浜辺まで運ばれた。この島、与論島は鹿児島県庵奚大島郡にあるる日本最南端の島、ここからは「最後の祭りにもえる沖縄」が一望に見わたせる。沖縄までわずか数里、晴天には、沖縄の樹々まで見分けられるといわれる通り沖縄と目と島の間にある島だ、人口は約四千、島の産業といえば、全くといっていい程ない、わずか自家消費用の農、漁業が行なわれているが、水が極度に不足しているため その農業すら満足に行なわれていない。何と、唯一の水源である井戸ですら、引き潮の時には水位が下り水が出なくなる有様だ。

こういう島だから、島の若者はほとんどが本土に出稼ぎにで、島には女、子供や壮、老年者のみが残っている状態だ。だからこの出稼ぎの若者からの仕送りが、生計を支えている大きな部分となっている島の現勢といえば、全周囲約六里時間で島が一周できる小さな島だ それに島は亜熱帯気候に属し、島内にはいたる所にソテツやパパイヤなどの亜熱帯性植物が生い繁り、島の周囲は完全に珊瑚に取り囲まれている。だから、島の周囲の海面はいたって平穏、内海には、エメラルドを削って溶したような遊覧船の海水が静かにないでおり、浜辺には色とりどりのサンゴのかけらが打ちよせられ無数のサンゴの細片がまざった砂辺は白く照り輝いている。

この夜のような島から約二キロの沖合いに、厳厳と憧憬の北緯二十七度線が走っている。この線が沖縄を日本から切り離し、日本の中に「外国」を形作っている国際の境界線だ。この線の向こう、沖縄側は戦後十八年を経た今日もなお米軍の統治下にあり、日本の憲法の適用も受けず、亜米支配のままの状態が続いている。

この線を越えるには米軍発行のパスポートが必要であり、この線の彼方はアメリカのドル貨幣が流通し、この線を越えた者には外国人並の防疫検査が実施されるのである。日本であって日本でない日本民族として血の通流を覚えずにはいられない語である。

（十月号につづく）

本学奨学生制度への一考
今一歩技術的に改善の余地

三八年度本学奨学生採用者のほぼ決定された。これは規約改正がなってはじめてのものであり従来の採用者のワクを大巾にひろげたものであるなど、経済的にめぐまれない学生に対して比較的広く門戸を開いたという点で注目に値するものである。そこでこの改正された規約を昨年度までの制度と比較しながら、特に二部における奨学生制度を検討してみた。

まず旧制度と比較して大きな改正点についてみると（関西大学新報一四八号を参照）貸与額が年額三万円と大巾に引上げられたとともに、金券による給付で授業料支払のたしにしかたなかったものを現金支給とし、真に学業を続けていくために必要な金として巾広く利用できるようになった点など また手続の点で比較的簡素化をねらったものとしての意図がみられる。

この中貸与額についてみると昨年までは学生によって異っており その額も授業料支払にあてるためにもっぱら使用されていることが原因としてあげられるが それ以上に二部学生の経済生活が因難な状態を呈していることも言える。特にここ二、三年間に相次ぐ大巾な授業料の値上げが原因している事実は否定できない。現に二部学生の生活は、世間の耳目とはうらはらに困難になっており、学問をしようとするわれわれへの経済的圧迫は大きくなってきているのである。

少しでもこれを取り除いてより快適な大学生活を送り得るようにするために考感された今回の改定はまず進歩したといわねばならないが、もう一歩、技術的な面においても改正される余地はあるし、こうした制度をより充実させて行く努力は続けて欲しい。

次に手続上の問題についてみると、今回の改定の目的がいかに大きく、これに集約されており配慮しようとした意図をみることができる。

旧規約によると、各年期ごとに複雑な手続を繰返しており、その手続のために要する証明書類を取たものであるから、一部四万円と比較するにしても一応納得できるものである。

次に手続上の問題についてみると、今回の改定の目的がいかに大きく、これに集約されており配慮しようとした意図をみることができる。

旧規約によると、各年期ごとに複雑な手続を繰返しており、その手続のために要する証明書類を取ったものであるから、一部四万円と比較するにしても一応納得できるものである。

次に手続上の問題についてみると、今回の改定の目的がいかに大きく、これに集約されており配慮しようとした意図をみることができる。

旧規約によると、各年期ごとに複雑な手続を繰返しており、その手続のために要する証明書類を取

たものであるから、一部四万円と比較するにしても一応納得できるものである。

次に手続上の問題についてみると、今回の改定の目的がいかに大きく、これに集約されており配慮しようとした意図をみることができる。

旧規約によると、各年期ごとに複雑な手続を繰返しており、その手続のために要する証明書類を取

ばその後は機械的に継続するまで継続して支給されるという点からみると まだ問題はある。

かとの点に関する学校当局の考え方は、こうした育英制度から切りはなして考え、関西大学奨学生制度に独自性を持たせるという観点に立っており、学生の中で一時的に困っている者に対する救済をしようとするものであって、その必要な時に応じて貸与しようとすれば、その